

## 平成28年度 文部科学関係税制改正事項

項 目	税 目	内容
<b>要望が認められたもの</b>		
(1) 国立大学法人等が実施する学生等への修学支援事業に対する個人寄附に係る税額控除の導入	【所得税等】	新設
(2) 公益法人・学校法人等が実施する奨学金事業に係る印紙税の非課税措置の創設 (内閣府との共同要望)	【印紙税】	新設
(3) 重要有形民俗文化財を国、地方公共団体等に対して譲渡した場合に係る所得税の軽減措置の延長	【所得税等】	延長
(4) その他制度改正に伴うもの(①義務教育学校②(独)大学改革支援・学位授与機構③(国研)量子科学技術研究開発機構)	【所得税、固定資産税等】	新設
<b>(参考)その他要望していたもの</b>		
(1) 学校法人への個人寄附に係る所得控除上限額の引上げ	【所得税】	拡充
(2) 日本私立学校振興・共済事業団への指定寄附金の範囲の拡大(若手・女性研究者奨励に係る寄附の追加)	【法人税等】	拡充
(3) 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等(厚生労働省との共同要望)	【たばこ税】	新設
(4) ゴルフ場利用税の廃止	【ゴルフ場利用税】	拡充

# (1) 国立大学法人等が実施する学生等への修学支援事業に対する個人寄附に係る税額控除の導入【所得税等】

国立大学法人等が行う学生の修学支援に係る事業への個人からの寄附について、税額控除と所得控除の選択制を導入する。

## 【対象法人】

国立大学法人、公立大学法人、(独)国立高等専門学校機構、(独)日本学生支援機構(JASSO)

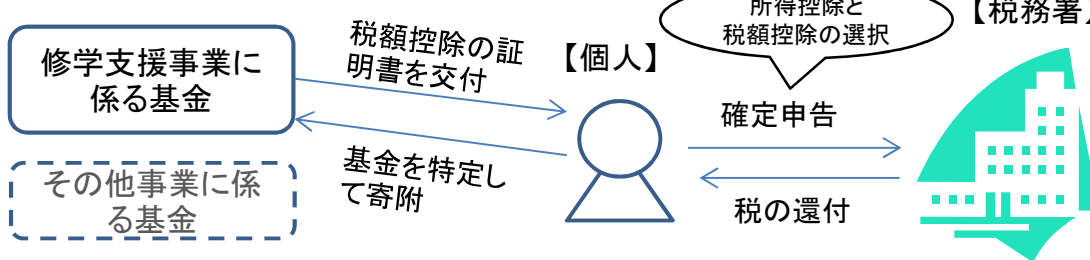
※これら法人のうち、PST(パブリック・サポート・テスト)要件等を満たす法人。

## 【対象事業】

経済的理由により修学が困難な学生等に対する①授業料減免、②奨学金、③留学支援、④TA(ティーチングアシスタント)・RA(リサーチアシスタント)等に係る費用負担

※所轄庁が税額控除の対象となる事業かどうかの確認を行い、証明書を各法人に交付する。

### 【国立大学法人等】



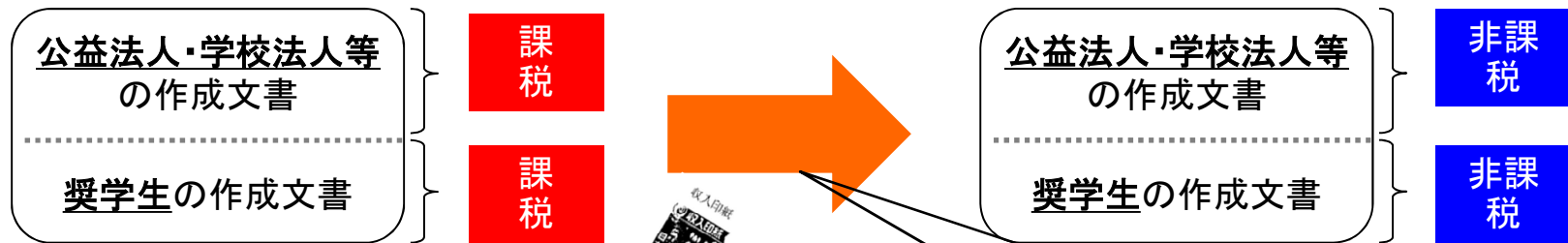
◆所得控除  
(寄附金額-2,000円)  
を所得から控除

◆税額控除  
(寄附金額-2,000円)  
×40%を所得税額から控除

- 全国立大学法人への個人寄附は約7万件で95億円(平成26年度実績)。うち、修学支援に係る分は約1.1万件(16.6%)で17.6億円(18.6%)。
- 一方、修学支援に係る個人寄附が、全体の個人寄附の約8割を超える大学も存在しているなど、大学によって寄附の受入れ実態は大きく異なる。
- 小口寄附に有利とされる税額控除制度の導入を契機に、個人からの寄附金の獲得をさらに推進することにより、学生の修学環境の改善ひいては国立大学の経営環境の改善が期待される。

## (2) 公益法人・学校法人等が実施する奨学金事業に係る印紙税の非課税措置の創設 【印紙税】

公益法人・学校法人等が実施する、経済的理由により修学困難な生徒又は学生に対する無利息等の条件で行われる奨学金貸与事業について、借用証書等に係る印紙税を非課税とする（平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に作成されるものについて適用）。



<課税額>  
 ※下記金額の記載のある文書ごとに課税  
 ・50万を超え100万以下:1,000円  
 ・100万を超え500万以下:2,000円  
 ・金額の記載がないもの:200円

無利息その他一定の条件で行われること  
 について、文部科学大臣の確認を  
 受けた奨学金貸与事業に限る

### ■印紙税免除のスキーム

- 奨学金貸与事業者
- 公益社団法人・公益財団法人
  - 学校法人・準学校法人
  - 国立大学法人・公立大学法人等



(1) 申請  
 奨学金募集要綱、  
 貸借契約書等のひな型

- 【必要記載事項】
- ①貸与対象者
  - ②利息の有無
  - ③貸与に伴う条件
  - ④家計基準

文部科学省 行政庁が【確認】

- ①貸与対象者が高等学校段階以降の学校教育に属するものであること
- ②無利息であること
- ③卒業後に貸与元法人への就職を条件とするなど直接的な利益をもたらさず条件が課されていないことなど

(2) 交付 確認書

(3) 貸与 貸借契約書等  
 ※印紙税負担なし

奨学金貸与者

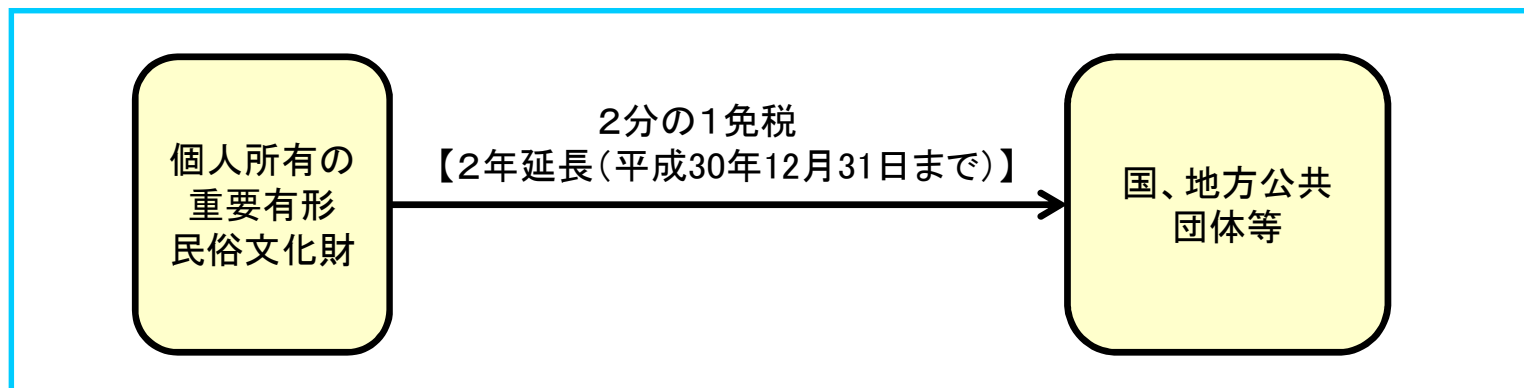
確認を受けた募集要綱に係る書類である旨を記載

(4) 提出 借用証書、確認書等  
 ※印紙税負担なし



### (3) 重要有形民俗文化財を国、地方公共団体等に対して譲渡した場合に係る 所得税の軽減措置の延長【所得税等】

個人が、国、地方公共団体等に重要有形民俗文化財を譲渡した場合の譲渡所得に係る2分の1の  
免税措置について、適用期限を2年延長する(平成30年12月31日まで)。



- 重要有形民俗文化財については、重要文化財と同様に、文化財保護法に則り、貴重な国民共有の財産として適切に保存・活用を行っていくことが必要。
- 一方で、個人所有の場合、維持管理が困難な場合も多く、散逸・滅失のおそれがあるため、他への譲渡が生じる場合には、国又は地方公共団体への円滑な売渡しを図る。

	譲渡対象	課税率	適用期限
重要有形民俗文化財	国(※)、地方公共団体等	2分の1	2年間
(参考)重要文化財	国(※)、地方公共団体等	非課税	恒久措置

※独立行政法人国立文化財機構、国立美術館、国立科学博物館を含む。

#### 「重要有形民俗文化財」とは

地域に伝えられてきた衣食住、生業、信仰、年中行事等に用いられる衣服、器具、家屋等の有形民俗文化財のうち特に重要なものとして国が指定したもの。



重要有形民俗文化財「高山祭屋台」